許可番号 12520111176

産業廃棄物処分業許可証

住 所 埼玉県川口市本蓮四丁目5番10号

氏名 株式会社 FUJI

代表取締役 佐藤 幸一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

川口市長 奥ノ木 信き

許可の年月日 令和6年11月26日

許可の有効年月日 令和11年10月13日

1. 事業の範囲

中間処理

破砕: 廃プラスチック類 (硬質のものに限る。)、木くず、繊維くず (廃畳に限る。)、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず 以上5種類

圧縮梱包: 廃プラスチック類(軟質のものに限る。)、紙くず、繊維くず(廃畳を除く。)、金属くず以上4種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県川口市本蓮四丁目2600番29 以上1筆(面積3,372.95㎡) 処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指 令 番 号	変 更 内 容		
平成 16 年 10 月 14 日	指令廃指第 1874 号	新規許可		
令和 2年 2月 19日	-	変更届(破砕施設の設備変更、保管施設の変更)		
令和 2年 8月 31日		変更届(圧縮梱包施設の入替え)		
令和 2年10月30日		変更届 (保管施設の変更)		
令和 6年11月26日	指令産廃第12号	更新許可		

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第2条第6号イからウまでのいずれかに該当する変更を行う場合は、条例の規定を遵守すること。

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設 置 年 月 日 許 可 年 月 日 許 可 番 号	
破砕施設	2.96t/日 (8時間)	廃プラスチック類(硬質のものに限る。) 以上1種類		
	4.64t/日 木くず 以上1種類		令和 元 年11月7日 一 一	
	2.64t/日 繊維くず(廃畳に限る。) 以上1種類			
	9.68t/日 (8時間) 金属くず 以上1種類			
	14.64t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき 類を除く。)及び陶磁器くず 以上1種 類		
圧縮梱包施設	35.20t/日 (8時間)	廃プラスチック類(軟質のものに限る。) 以上1種類		
	34.00t/日 (8時間)	紙くず 以上1種類	令和 2 年 8 月31日 -	
	64.00t/日 (8時間)	繊維くず(廃畳を除く。) 以上1種類	· · · · · · · - <u>·</u>	
	20.79t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類		

保管

管施設の種類及び能力等	-	
産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、		
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び	63.0 m²	2.7 m (屋内)
陶磁器くず 以上6種類		
木くず 以上1種類	16.1 m²	2.0m(屋内)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び	18.0 m²	2.0m(屋内)
陶磁器くず 以上1種類		
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、		
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び	18.6 m²	3.0m(屋内)
陶磁器くず 以上6種類		
木くず 以上1種類	40.6 m²	3.0 m (屋内)
繊維くず 以上1種類	8. 2 m²	1. 2 m (屋内)
松莊(9 以上1 恒規		(8 m³コンテナ×1個)
△尼ノボ N L 1 括粨	10.5 m²	1.4 m (屋内)
金属くず 以上1種類		(8 m ³ コンテナ×1個)
廃プラスチック類(軟質のものに限る。) 以上1種類	42.0 m²	2.5 m (屋内)
発ノフスナック類(軟員のものに限る。) 以上1 種類		(30 m コンテナ×2個)
廃プラスチック類 以上1種類	16.2 m²	2.0 m (屋内)
紙くず 以上1種類	16.1 m²	3.0m (屋内)
廃プラスチック類(軟質のものに限る。) 以上1種類	22.9 m²	2.7 m (屋内)

(以下余白)